

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）法第 62 条第 1 項の規定により石川海区漁場計画を定めるとともに、同法第 64 条第 6 項の規定により当該漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を定めた。

令和 5 年 3 月 24 日

石川県知事 馳 浩

- 1 石川海区漁場計画
 - (1) 漁業権に関する事項
別添 1 のとおり
 - (2) 保全沿岸漁場に関する事項
別添 2 のとおり
- 2 漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 24 条各号に掲げる事項
 - (1) 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
別添 3 のとおり
 - (2) 漁場の図面
別添 4 のとおり
- 3 漁業の免許予定日
令和 5 年 9 月 1 日
- 4 沿岸漁場管理団体の指定予定日
令和 5 年 9 月 1 日
- 5 3 及び 4 に係る申請期間
令和 5 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
- 6 類似漁業権以外の漁業権
区第 10 号、区第 12 号、定第 45 号